

別表第 1（第 4 条関係）

区 分	条 件
建 物	1 木造建築物又は軽量鉄骨造建築物であること。 2 別表第 2 に掲げる建築物の老朽度の判定基準による各評点の合計が 100 点以上のもの。（但し、法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等は除く。） 3 大牟田市に寄付ができること。（借地上に建っている建物にあっては、所有者等が借地権者に貸している土地を、同時期に大牟田市へ寄付をすることができること。） 4 建物が共有である場合は、共有名義人全員の同意が得られること。 5 建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと。 6 建物の除却等に関わる補助金等の交付を受けていない又は受ける予定のないこと。 7 長屋の一部を寄付受け入れ及び除却を行おうとする場合は、大牟田市への寄付及び除却に関して、長屋の建物の共有者等から同意が得られること。
土 地	1 大牟田市に寄付ができること。（借地上に建物が建っている土地にあっては、所有者以外の者が建てている建物を、同時期に大牟田市へ寄付等を行うことができること。） 2 土地が共有である場合は、共有名義人全員の同意が得られること。 3 土地に物権又は賃借権が設定されていないこと。 4 寄付等後に災害防止のための擁壁工事等の措置が必要でないこと。 5 隣接地との境界紛争や他の建物等（工作物及び立竹木・庭石等含む）が越境して存するなど、寄付後の維持管理に支障をきたすおそれがないこと。 6 建築基準法第 4 2 条に規定する道路、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 3 第 1 項に規定する道、同条第 4 項第 2 号に規定する道若しくは同項第 3 号に規定する通路又はこれらに類する道路等（都市計画区域以外のものに限る。）に接していること。